

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	世代間における「1票の格差」
他言語論題 Title in other language	Intergenerational Disparities in the Value of Individual Votes
著者 / 所属 Author(s)	藤原 佑記 (FUJIWARA Yuki) / 政治議会課
書名 Title of Book	青少年をめぐる課題 総合調査報告書 (Challenges Facing Young People in Japan)
シリーズ Series	調査資料 2020-3 (Research Materials 2020-3)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
刊行日 Issue Date	2021-03-09
ページ Pages	33-49
ISBN	978-4-87582-874-7
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
キーワード keywords	シルバーデモクラシー、1票の格差、デメーニ投票、世代別投票、余命投票
摘要 Abstract	若年者層、高齢者層の間で世代間における「1票の格差」があるとの問題意識のもと、「1票の格差」の概要及びこれを是正することができると思われる選挙制度の提案及び諸外国での事例を紹介する。

- * この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。
- * 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

世代間における「1票の格差」

国立国会図書館 調査及び立法考査局
政治議会課 藤原 佑記

目 次

はじめに

- I 世代間における「1票の格差」
 - 1 1票の格差
 - 2 シルバーデモクラシー
 - 3 世代間における「1票の格差」
- II 様々な選挙制度の提案・試み
 - 1 デメーニ投票
 - 2 世代別投票
 - 3 余命投票
 - 4 提案された選挙制度の課題

おわりに

キーワード：シルバーデモクラシー、1票の格差、デメーニ投票、
世代別投票、余命投票

はじめに

「1票の格差」⁽¹⁾と聞き連想するものといえば、第25回参議院議員通常選挙（令和元（2019）年7月21日実施）において、福井県選挙区と宮城県選挙区で議員一人当たりの人口格差が3.00倍である⁽²⁾、といった地域間における「人口格差」に着目した議論であろう。この観点から「投票価値の平等に反して違憲だ」として、弁護士グループが選挙無効を求めて全国の高等裁判所に一斉提訴した⁽³⁾。

ところで、日本において、加速度的に少子高齢化が進むことで若年層の人数が減り、高齢者層の人数が増えていることはよく知られており、また、若年層の投票率が低い一方、高齢者層の投票率が高いこともよく知られている。そのため、若年層と高齢者層で政治に対する影響力が違うのではないかという疑問が湧いてくる。すなわち、相対的に有権者が多く投票率の高い高齢者層の意見が政治に取り入れられやすく、高齢者層と比較すると、有権者が少なく投票率の低い若年層の意見が政治に取り入れられにくいのではないか。言い換えると、若年層と高齢者層の1票の価値が異なり、世代間における「1票の格差」が存在するとの意見がある⁽⁴⁾。

このような問題意識は諸外国でも認識されており、様々な議論がなされている。本稿は、諸外国でも実施された例はないが、若年層へ意図的に「不平等に」多くの票を配分する等、若年層の意見をより取り入れられやすくし、世代間における「1票の格差」を是正することができるとされる選挙制度の提案及び諸外国の動向を紹介する。

I 世代間における「1票の格差」

1 1票の格差

(1) 地域間における人口格差に着目した1票の格差—従来の「1票の格差」—

日本国憲法において、複数選挙（特定の選挙人に2票以上の投票を認める制度）及び等級選挙（選挙人を特定の等級に分けて等級ごとに代表者を選出する制度）が否定されていること、選挙権の価値が平等（1人1票の原則）であることは確立している⁽⁵⁾。最高裁判所の判例によると、「各選挙人の投票の価値」は、「各投票が選挙の結果に及ぼす影響力においても平等であることを要求」されている⁽⁶⁾。すなわち、各選挙区間で議員1人当たりの選挙人数が平等でなくてはならない。これに依拠して、各選挙区間で議員1人当たりの登録有権者数が平等ではなく、最大3.00倍になっているため人口比例選挙の要請に反していると主張して、選挙の無効を求めて、上述のとおり1票の格差訴訟は提訴された。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和2（2020）年11月13日である。

(1) 新聞報道などでは「格差」の字を用いるが、裁判所の判決文や総務省発表資料などでは「較差」の字を用いる。「格差」は「平等が期待される同種のものの中に現実に存する、高低・上下・多寡の開き」、「較差」は「二つ以上のものを同基準で数量的に比較したときの差」と説明されている（「読めば読むほど 校閲インサイド 格差と較差」『毎日新聞』2006.4.9.）。本稿では、「格差」の字を用いる。

(2) 「「1票の格差」一斉提訴」『朝日新聞』2019.7.23.

(3) 同上

(4) 原田泰「1票の格差 地域間より世代間が深刻—子供にも選挙権を一」2012.1.19. WEDGE Infinity website <<https://wedge.ismedia.jp/articles/-/1656>>

(5) 芦部信喜『憲法 第7版』岩波書店, 2019, p.275.

(6) 最高裁判所昭和51年4月14日大法院判決（民集30巻3号223頁）

(2) 「世代間」に着目した1票の格差—世代間における「1票の格差」—

一方、本稿で論じようとしている世代間における「1票の格差」とは、若年層と高齢者層における政治に対する影響力の差である⁽⁷⁾。これは「各投票が選挙の結果に及ぼす影響力」ではなく、「各投票が代表者集団による決定に対して及ぼす影響力」を問題視している。地域間における人口格差に着目した1票の格差では、各選挙区の有権者数と代表者数の比率を比較して格差の有無を確認するが、世代間における人口格差に着目した1票の格差とは、各世代間の有権者数（投票数）を比較して格差の有無を確認する。すなわち、若者と高齢者は同じ1票を投じるが、若年層の票と高齢者層の票で代表者集団による決定に対する影響力に差があるのであれば、世代間における「1票の格差」が存在するとされる⁽⁸⁾。

このような世代間における「1票の格差」が生じると、若年層に政治への諦めが生じるおそれがあり、投票制度への懐疑が広がる可能性があることを指摘する意見などがある⁽⁹⁾。

(3) 2つの1票の格差

上述のように、1票の格差に関して提示されるこれら2つの視点は、量的又は質的投票希釈化の観点から整理できる。量的投票希釈化とは、代表1名当たりの選挙人数が等しくないという意味で、1人1票の原則が問題になる場面である。これが、従来の1票の格差と対応する。一方、質的投票希釈化とは、代表1名当たりの選挙人数の平等が実現されても、選挙区内の特定の人種的又は政治的グループの投票の力が減殺されるという場面である⁽¹⁰⁾。同じ1票を投じて、若年層の意見が取り入れられにくいと考えると、これは質的投票希釈化に相当し、世代間における「1票の格差」と対応する⁽¹¹⁾。

2 シルバーデモクラシー

(1) 概要

世代間に着目して1票の格差を論じる場合には、高齢者層の影響力が増大しており、それに伴って若年層の影響力が低下していることが問題視される。この問題状況は「シルバーデモクラシー（シルバー民主主義）」と呼ばれ、「中位年齢⁽¹²⁾の高齢化や数的優位を背景として政策決定権を握った高齢者が、政治に、シルバー優遇政治を実現させること」などと定義されてい

(7) 世代間の格差には、同時代に存在する世代間の格差と、既に生まれている世代とまだ生まれていない世代間の格差が考えられるが、本稿では前者を念頭に置く。

(8) 瀧川裕英「票を不平等に配分する一票配分原理の探求—」『立教法学』95号, 2017, pp.137-138.

(9) 竹内洋「社会の活力にしたい18歳選挙権」『産経新聞』2015.6.26; 長谷部恭男ほか「座談会 選挙制度と政党システムの未来」『論究ジュリスト』5号, 2013.春, p.20. (柿崎明二発言部分)

(10) 安西文雄「人種に基づいた選挙区割と少数派の選挙権」『ジュリスト』1063号, 1995.3.15, pp.118-121; 同「選挙権の平等に関わる多層構造—アメリカにおけるマイノリティの投票希釈問題をてがかりに—」長谷部恭男ほか編『現代立憲主義の諸相—高橋和之先生古稀記念—下』有斐閣, 2013, pp.703-731.

(11) さらに、選挙を3つの局面（ステージ）に分けることでも整理できる。3つの局面とは、有権者が投票することによって政治に参加する局面（投票のステージ）、有権者の票が集計され議員が選出される局面（集計のステージ）、有権者の投票によって選出された議員が、議会において有権者の利益状況・考え方を反映しつつ政策形成がなされる局面（統治のステージ）である。投票のステージが、従来の1票の格差の問題と対応する。そして、集計及び統治のステージが、世代間における「1票の格差」と対応する。Pamela S. Karlan, "The Rights To Vote: Some Pessimism About Formalism," *Texas Law Review*, Vol.71, 1993.1, pp.1705-1740; 安西文雄「憲法」『法学教室』474号, 2020.3, pp.108-109; 安西「選挙権の平等に関わる多層構造」前掲注(10), pp.706-707.

(12) 人口を年齢順に並べ、その中央で全人口を2等分する境界点にある年齢。「2-2 世界人口・年齢構成の推移（1950～2050年）」『世界の統計2020』総務省統計局ウェブサイト <<https://www.stat.go.jp/data/sekai/0116.html>>

る⁽¹³⁾。高齢化により老若の人口格差が拡大し、高齢者を優遇する政策が導入される状況を指す用語とも説明される⁽¹⁴⁾。

また、シルバーデモクラシーは、そもそも世代間で利害対立がなければ生じ得ないが、平成11(1999)年の20歳代に比べ、現在の20歳代では世代間対立を意識していると考えている人の割合が高くなっており、半数以上となっているとの分析がある⁽¹⁵⁾。

(2) シルバーデモクラシーと選挙の関係

選挙との関係では、集票を目指す政党や政治家は、人口の多数を占める高齢者層の要求に応じる誘因を持つため、高齢者偏重政治が生み出されるのだという指摘もなされている⁽¹⁶⁾。

小塩隆士一橋大学教授は、多数決の政治では、本来の人口構成比以上に高齢者層のパワーが反映されている可能性があり、高齢者層の人口比率が高まり、なおかつ彼らの方が政治に敏感であれば、高齢者層にアピールする政策を政治家が選択するのは予想されることであると指摘している。また、建林正彦京都大学教授も、若年層の投票率は低く、高齢者層の投票率は高いことから、若年層の支持を訴える戦略を政治家が採用しないのは言うまでもないと指摘している⁽¹⁷⁾。

その他にも、後述するように若年層の投票率は低く、高齢者層の投票率は高いことを踏まえると、政党は高齢者層向けの政策に重点を置くことになり、様々な分野で世代間の不平等が拡大し、若年層が政治から遠ざかる悪循環に陥り、民主主義を脅かす要因になるという指摘もある⁽¹⁸⁾。

以上のように、シルバーデモクラシーと選挙の関係は、高齢者層の人口比率の高さ(中位年齢の高齢化)と世代による投票率の違いという観点から説明されることが多い。

(3) 中位年齢の高齢化

有権者がある一定の基準に従って一列に並べたときにその中央に位置する人である「中位投票者」の選好により、投票結果が決まるという「中位投票者定理」が主張されることがある⁽¹⁹⁾。世代によって好む政策は変化するが、有権者を年齢順に一列に並べるとすると、中位投票者は有権者の中位年齢の者になり、中位年齢の世代の好む政策が実行されやすくなる。

日本の中位年齢は、図1のように徐々に高齢化しており、世界的に見ても抜きんでている⁽²⁰⁾。この定理によると現代の日本では、若者世代ではない世代の選好により投票結果が決定されていることになる⁽²¹⁾。

(13) 島澤諭『シルバー民主主義の政治経済学—世代間対立克服への戦略—』日本経済新聞出版社, 2017, p.32.

(14) 菅原琢「シルバー民主主義の幻想」『週刊東洋経済』6648号, 2016.3.19, p.96. ただし、菅原は、人口や投票率の老若格差を、ある政策の決定要因とみなしてシルバーデモクラシーだと断じることは根拠を欠いた議論とする。

(15) 山田真裕「世代と政治」『法律時報』91巻1号, 2019.1, p.47.

(16) 菅原 前掲注(14)

(17) 「投票に行かないと損する? 「政治家と若者」学者に聴く」『朝日新聞』(淡路版) 2011.4.23.

(18) 「世紀を築く 13 18歳投票制 高齢化のゆがみを正す(社説)」『朝日新聞』1999.8.2.

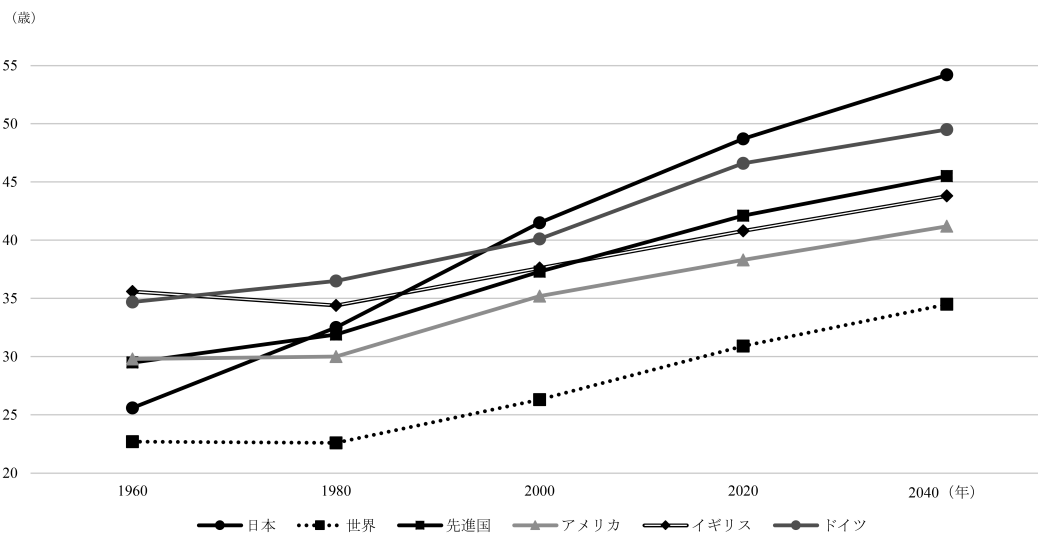
(19) 寺井公子・肥前洋一『私たちと公共経済』有斐閣, 2015, p.124. この定理は、単峰性や投票の対象となる政策課題は1つなど様々な仮定に依拠している。島澤 前掲注(13), p.46.

(20) 有権者の中位年齢は2060年には62.2歳になると推計されている。前田俊之「社会保障をめぐる議論は票にならない?—世代別人口動態からみる選挙—」『研究員の眼』2014.11.27. ニッセイ基礎研究所ウェブサイト <https://www.nli-research.co.jp/files/topics/42048_ext_18_0.pdf?site=nli>

(21) 平成26(2014)年の衆議院議員総選挙では、世代による投票率の違いにより、有権者の中位年齢よりも高い年齢である65歳から69歳の年代が最も大きな影響力を持ち、この世代の影響力は更に高まる可能性があると指摘されている。同上, pp.2-3.

「公職選挙法の一部を改正する法律」(平成27年法律第43号)で、選挙権年齢が18歳に引き下げられた。この改正により、若年層の投票率が向上し民主主義の土台が強化されることを期待するとともに、財政再建などの中長期的な諸課題の解決に若年層の声がより生かされることが期待された⁽²²⁾。しかし、第25回参议院議員通常選挙(令和元(2019)年7月21日実施)において、18、19歳の投票率は31.33%⁽²³⁾と低く、18、19歳人口は高齢者層と比較するとそもそも少ないため、投票数も多くない。それゆえ、上述の公職選挙法改正による中位年齢の若年化への寄与度はそれほど高くないとも言える。

図1 日本と世界の中位年齢



(注) 図中の「先進国」は、日本、北アメリカ(中央アメリカ及びカリブ海諸国を除く。)、オーストラリア、ニュージーランド及びヨーロッパの各国を指す。ただし、有権者のみではなく未成年者も含んだ年齢。

(出典) 総務省統計局「世界の統計 2019」pp.15-18. <<https://www.stat.go.jp/data/sekai/pdf/2019a1.pdf>>を基に筆者作成。

(4) 世代による投票率の違い

あるものを獲得するために放棄したものを、そのものの機会費用と呼ぶ⁽²⁴⁾。選挙では、有権者は、多くの場合投票所で投票することになるが、投票所に行かなければきたであろう仕事や遊びができなくなる。これが選挙の機会費用である。若年層ほど仕事や子育て等で機会費用が高く、投票率が低くなると言われている⁽²⁵⁾。一方、高齢者層は、引退者も多いことから機会費用が低く、長年住み続けている地域社会との結び付きが強いこともあり、投票率が高くなりやすいとされる⁽²⁶⁾。これらは統計にも表れており、図2を見ると、若年層は投票率が低く、

(22) 第189回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第3号 平成27年5月28日 p.8.

(23) 「第25回参议院議員通常選挙年齢別投票者数調(18・19歳)(速報)」2019.7.23. 総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/000635247.xlsx> 18、19歳の投票率である31.33%は抽出調査による。なお、全体の投票率は48.80%。

(24) N・グレゴリー・マンキュー(足立英之ほか訳)『マンキュー経済学I ミクロ編 第4版』東洋経済新報社、2019, p.8.

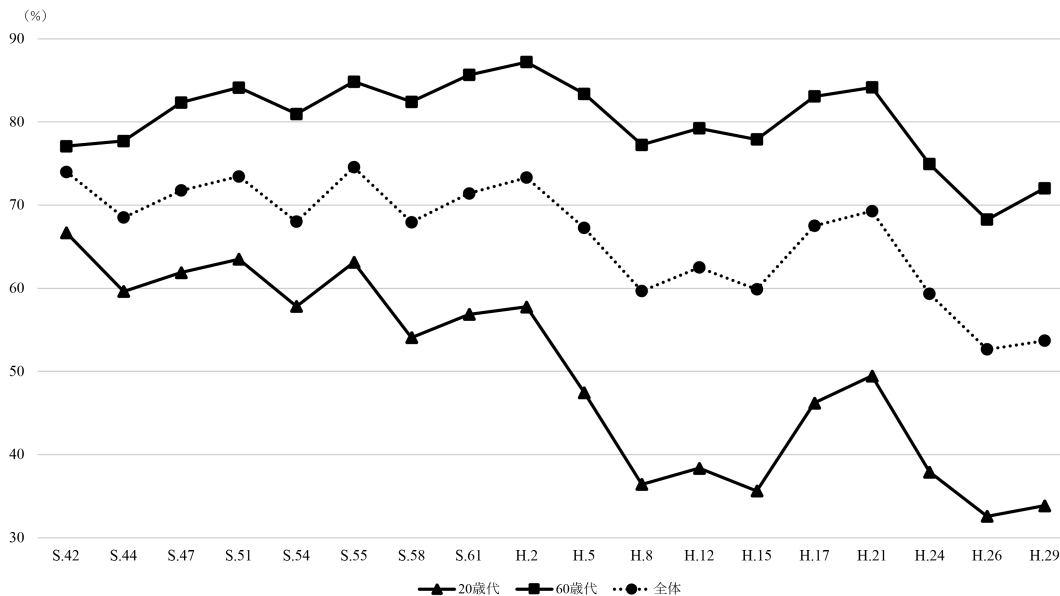
(25) 寺井ほか 前掲注(19), pp.158-159.

(26) 八代尚宏『シルバー民主主義—高齢者優遇をどう克服するか—』中央公論新社、2016, p.12.

高齢者層は投票率が高いことが傾向として読み取れる⁽²⁷⁾。

主要国においても、選挙制度等により程度の差はあるものの、若年層は投票率が低く、高齢者層は投票率が高い傾向が確認できる⁽²⁸⁾。

図2 衆議院議員総選挙における年代別投票率



(注) 20歳代、60歳代及び全体の投票率のみを图示した。

(出典) 「衆議院議員総選挙における年代別投票率の推移」総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/nendaibetu/> を基に筆者作成。

3 世代間における「1票の格差」

(1) 現在の「格差」

前節では、中位年齢の高齢化と若年層と高齢者層の投票率の差により、若年層と高齢者層で「1票の格差」が生じていることを整理した。

本節では、若年層と高齢者層でどの程度の「1票の格差」があるかの数値化を試みた。各世代の有権者数として日本人人口(1,000人単位)を、世代別の投票数は調査されていないため各世代の投票率(推計)を使用し、各世代の有権者数に各世代の投票率(推計)を掛け合わせたものを投票数として数値化した⁽²⁹⁾。

図3は、平成29(2017)年10月に実施された第48回衆議院議員総選挙における20~24歳世代と65~69歳世代の有権者数及び投票数(推計)を图示したものである。両世代の投票数を比較すると、約3.97倍の差がある⁽³⁰⁾。

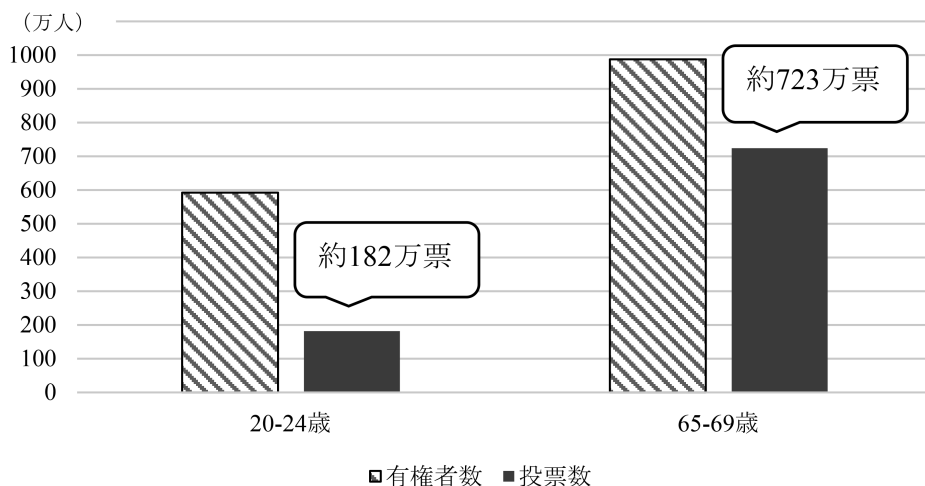
(27) なお、議席数に比べて有権者の少ない過疎地域では、人口に占める高齢者層の比率が高いため、地域別に見た1票の格差も間接的に高齢者層の政治力を高める要因として働いていると指摘されている。同上、p.13。

(28) 年齢は投票率に影響を与える最も重要な要因の1つと指摘されている。那須俊貴「主要国における投票率—投票参加に影響を及ぼす要因と国内外の取組事例—」『レファレンス』822号、2019.7、pp.93、104-108。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11335495_po_082205.pdf?contentNo=1>

(29) 「人口推計(平成29年10月1日現在)」総務省統計局ウェブサイト <<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2017np/index.html>>; 「衆議院議員総選挙における年代別投票率の推移」総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/nendaibetu/>

(30) なお、有権者数で比較すると、1.66倍の差がある。

図3 第48回衆議院議員総選挙(平成29年10月)における有権者数及び投票数(推計)



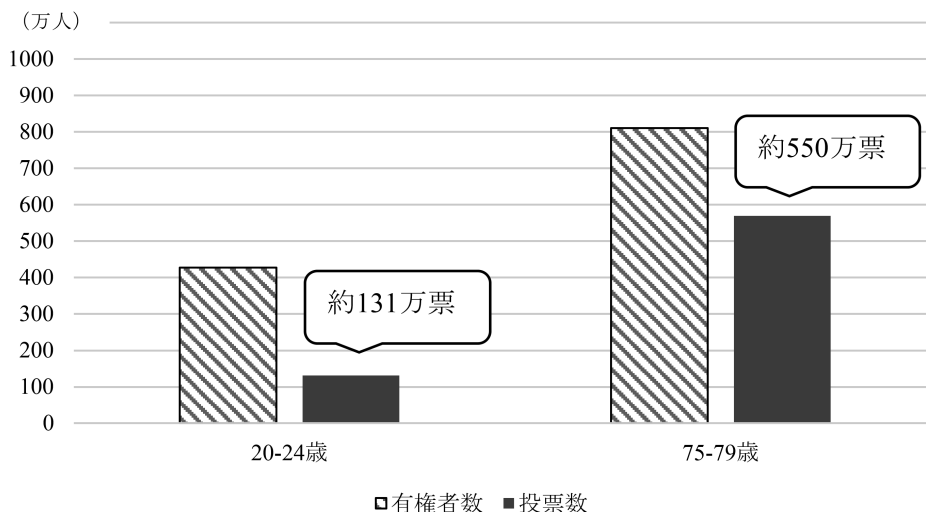
(注) 「格差」が最大となる世代を図にした。なお、75～79歳世代の投票数は約471万票。投票数は、各世代の有権者数(日本人人口)に各世代の投票率(推計)を掛け合わせたもの。

(出典) 「人口推計(平成29年10月1日現在)」総務省統計局ウェブサイト <<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2017np/index.html>>; 総務省選挙部「第48回衆議院議員総選挙における年齢別投票状況(抽出調査)」2017.12. <https://www.soumu.go.jp/main_content/000528774.pdf>を基に筆者作成。

(2) 将来の「格差」

図4は、令和32(2050)年の日本の推計人口を基に有権者数を、第48回衆議院議員総選挙の世代別投票率と投票率が同じであると仮定して投票数を推計したものである。20～24歳世代と75～79歳世代の投票数を比較すると、約4.2倍の差がある⁽³¹⁾。

図4 2050年における有権者数及び投票数(推計)



(注) 「格差」が最大となる世代を図にした。なお、65-69歳世代の投票数は約500万票。投票数は、各世代の有権者数(日本人人口)(推計)に各世代の投票率(推計)を掛け合わせたもの。投票率は、第48回衆議院総選挙(平成29年10月)における世代別投票率の投票率を利用した。

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 平成29年推計」2017; 総務省選挙部「第48回衆議院議員総選挙における年齢別投票状況(抽出調査)」2017.12. <https://www.soumu.go.jp/main_content/000528774.pdf>を基に筆者作成。

(31) なお、有権者数で比較すると、1.89倍の差がある。

Ⅱ 様々な選挙制度の提案・試み

ここまで見てきたような若年層と高齢者層の格差を是正するため、また、若年層の政治参加を促進するために、国内外で様々な選挙制度の提案がなされている。本稿では、デメーニ投票⁽³²⁾（「ドメイン投票」）、世代別投票、余命投票について紹介する。これらの提案は、投票行動を変動させたり、代表の選出過程を操作したり、票の配分を変動させることによって世代間の政治的な勢力バランスを図ることを目的としている。

1 デメーニ投票

(1) 制度概要

ドイツやハンガリーでは、若者の政治的発言権を確保する方法の1つとして、実現はしなかったものの、「デメーニ投票」を導入してはどうかという議論があった。デメーニ投票とは、1986年、アメリカの人口学者であるポール・デメーニ（Paul Demeny）氏が提案したものであり、選挙権年齢未満の子供にも選挙権を付与し、その選挙権を子供の親が行使するという投票方法である⁽³³⁾。提案がなされた論文では、アメリカでの出生率の低下の流れを阻止するための方策の1つとして、「政治過程における子供を持つ家庭の影響力を強化する。子供たちが社会に加わったとき、およそ18年も公民権を奪われるべきではない。子供が一定年齢になるまでは、保護者が子供の選挙権を行使できるようにする。」⁽³⁴⁾ことが挙げられている。しかし、この論文では、これ以上具体的な実施方法が提案されたわけではない。

実施方法の具体化は他の論者によりなされており、現行の選挙制度を前提にする方法と、後述の世代別選挙区に「子ども区」を作り、そこに子供の数に応じて親が投票する方法などがある⁽³⁵⁾。子供に付与された選挙権を親が行使する方法としては、例えば、父親が男の子、母親が女の子に代わって選挙権を行使する方法、又は子供に付与された1票を両親が0.5票ずつ受け持って行使する方法など様々なアイデアが出されている⁽³⁶⁾。

なお、「児童の権利に関する条約」（平成6年条約第2号）第12条によると、子供たちが政治的権利を持つことは明らかであることから、子供に選挙権を与えることにより政治的権利を認めるべきとする意見がある⁽³⁷⁾。

(32) Demeny の表記として、「ドメイン」「ドゥメイン」「デーメニ」「ドゥーメニ」「Demeny」等、様々な表記があるが、ハンガリー人である Demeny (Demény) は「デメーニ」と読むのが自然であるため、本稿においては「デメーニ」とする。そのため、我が国において一般的には「ドメイン投票」と呼ばれているが、本稿においては「デメーニ投票」とする。

(33) Paul Demeny, "Pronatalist Policies in Low-Fertility Countries: Patterns, Performance, and Prospects," *Population and Development Review*, vol.12, 1986, pp.335-358. なお、男性にしか参政権がなかった時代ではあるが、戦間期のフランス保護領時代のチュニジア・モロッコにおいて、4人以上の子供を持つ父親に対し、2票目の票を与えていた例がある。Philippe Van Parijs, "The Disfranchisement of the Elderly, and Other Attempts to Secure Intergenerational Justice," *Philosophy Public Affairs*, Vol.27 Issue 4, October 1998, pp.309-310.

(34) Demeny, *ibid*, p.354.

(35) 八代 前掲注(26), p.23.

(36) ポール・ドメインほか「ドメイン投票法」の衝撃『NIRA 対談シリーズ』No.62, 2011, pp.1-2. なお、1人親や子供が児童養護施設にいるなどの場合に、誰が選挙権を行使するか、また、0.5票をどのように行使するかが問題となる。

(37) Miles Corak, "How to give children the vote," April 20, 2012. Economics for public policy Website <<https://milesorak.com/2012/04/20/how-to-give-children-the-vote/>>

(2) 肯定的な評価

デメニー投票に対する肯定的な意見としては、以下のようなものが挙げられる。

- ① 未成年者の意見を反映させることができる⁽³⁸⁾。
- ② 親と子供の影響力を大きくすることで、長期的な視野に立った政策が選択される⁽³⁹⁾。
- ③ 子供を持つ親が投票できるため、多くの票が欲しい両親は出生数を増加させる誘因を持ち、少子化対策として寄与する可能性がある⁽⁴⁰⁾。
- ④ 親は自らの子育て環境や子供の将来を改善してくれる政党や候補者に投票することが期待される⁽⁴¹⁾。
- ⑤ 未成年者に選挙権を付与することで中位年齢を若返らせ、民意の高齢化を和らげる効果を持つ⁽⁴²⁾。

(3) 否定的な評価

デメニー投票に対する否定的な意見としては、以下のようなものが挙げられる。

- ① 親が代理投票をすると法的に構成するならば、投票の秘密によって親がどう投票したのか誰にも分からず、代理権行使を全くコントロールできず、どの程度子の利益を正確に考慮するのか分からない⁽⁴³⁾。
- ② 一人一票の民主主義の原則に抵触する⁽⁴⁴⁾。
- ③ 親が複数の票を投じた選挙区から選出されても、選出議員は全国民の代表の観点から、若い世代だけではなく全国民の利益を代表しなければならない⁽⁴⁵⁾。
- ④ 大家族の親に過度な政治的影響力を与えてしまい、世代内格差が生まれる（子供の有無によって投票できる票数が異なってしまう）⁽⁴⁶⁾。
- ⑤ デメニー投票を導入したとしても、少子化が進行すると若い世代の影響力はどんどん小さくなってしまう⁽⁴⁷⁾。
- ⑥ 子供のいない人は、将来世代に配慮する役割を奪われることになるので、現世代の利益を重視した投票行動をとるようになったという実験結果がある⁽⁴⁸⁾。

(38) ドメインほか 前掲注(36), p.1; 青木玲子「高齢化の下での選挙制度 未成年の声聞く工夫必要」『日本経済新聞』2009.8.20.

(39) ドメインほか 前掲注(36), p.2.

(40) Demeny, *ibid* (33), p.354; 小黒一正「ドメイン投票法 なぜ20歳未満は選挙権をもてないのか」2011.9.20. アゴラウェブサイト <<http://agora-web.jp/archives/1383093.html>>

(41) 島澤 前掲注(13), p.250.

(42) 同上, p.251.

(43) 瀧川 前掲注(8), p.133; 毛利透「縮小する社会」における民主政」『公法研究』82号, 2020, p.13.

(44) 朝日新聞「カオスの深淵」取材班『民主主義って本当に最良のルールなのか、世界をまわって考えた』東洋経済新報社, 2014, p.208.

(45) 長谷部ほか 前掲注(9), p.21. (長谷部発言部分)

(46) 清水仁志「シルバー民主主義と若者世代—超高齢社会における1人1票の限界—」『ニッセイ基礎研レポート』2018.3.23. <<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=58222?pno=2&site=nli>>; Semyon Dukach, "Giving children the right to vote," *Washington post*, October 19, 2012.

(47) 島澤論「世代間搾取を防ぐ選挙制度改革—一人一票実現だけでは足りない—」2012.5.31. WEDGE Infinity ウェブサイト <<https://wedge.ismedia.jp/articles/-/1934>>

(48) 肥前洋一「政治制度のフューチャー・デザイン」『学術の動向』2018.6, p.50.

(4) 海外の事例

(i) ドイツ

ドイツでは、2000年代に「出生時からの選挙権 (ein Wahlrecht von Geburt an)」として導入に向けた議論が行われた。2003年及び2008年には連邦議会に動議⁽⁴⁹⁾が提出されている。

2008年の動議は自由民主党 (Freie Demokratische Partei: FDP) 並びに与党であるドイツ社会民主党 (Sozialdemokratische Partei Deutschlands: SPD) 及びドイツキリスト教民主・社会同盟 (Christlich-Demokratische Union Deutschlands / Christlich-Soziale Union in Bayern e.V.: CDU/CSU) の与野党超党派の議員⁽⁵⁰⁾が提出した。その提出理由としては、高齢者の割合がますます増加しているため、若者世代の要望はほぼ必然的に政治の活動分野から締め出されていることを前提とすると、世代間の公平の確保のために、出生時からの選挙権の導入が必要であることが挙げられている。そのため、政府に対し、18歳に達した者が選挙権を有する⁽⁵¹⁾とするドイツ共和国連邦基本法第38条第2項の修正等を通じて、出生時から選挙権を付与するための法案を提出することを要求した⁽⁵²⁾。なお、付与された選挙権は、未成年者の親が信託 (treuhänderisch) を受けて行使するもの、又は代理人による執行と未成年者自身による行使を組み合わせるとするものの、いずれかが想定されていた⁽⁵³⁾。

この動議に対しては、児童や青少年の政治参加を実現させるためにはもっと優れた手段が存在し、ここで提示されている考え方では、そうした目標の達成に結び付かないのではないかとの批判 (クリステル・フンメ (Christel Humme) SPD 会派院内代表代行 (当時)) や、考え方自体には共感するが、法律上又は運用面での大きな課題が存在するとの指摘 (ヴォルフガング・ボスバッハ (Wolfgang Bosbach) CDU/CSU 会派院内代表代行 (当時)) があった⁽⁵⁴⁾。2008年の動議は本会議で趣旨説明及び各会派の意見表明が行われ、内務委員会等に付託されたが、数か月後に実施された連邦議会総選挙 (2009年9月27日) のため、議会期が終了し、廃案となった⁽⁵⁵⁾。

また、「子供のための専属的な親の投票権 (höchstpersönliches Elternwahlrecht zugunsten Kind)」を導入していないことが憲法違反だとして、2003年にバイエルン州で提起された民衆訴訟に

(49) 動議 [Antrag] は特定の決定を行うことを連邦議会に要請するものであり、法案とは異なり議会で採択されたとしても法的な効力が発生するものではない。しかし、政府は、通常、連邦議会が可決した動議は政治的拘束力を有するとみなしている。渡辺富久子「ドイツ連邦議会による政府の統制—調査委員会を中心に—」『外国の立法』No.255, 2013.3, pp.92-93. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8111649_po_02550007.pdf?contentNo=1>

(50) FDPの議員19人、SPDの議員14人、CDU/CSUの議員13人の計46人。ドイツでは、1会派又は連邦議会議員の5%以上が提出者となると法案等を提出できる。通常は会派が提出主体となるが、この動議は、連邦議会議員の5%以上を提出者として提出されている。

(51) ドイツの選挙権年齢は、1970年、21歳から18歳に引き下げられた。柳沢長治「西ドイツにおける選挙権年齢引下げについて」『自治研究』47巻4号, 1971.4, p.55.

(52) „Der Zukunft eine Stimme geben – Für ein Wahlrecht von Geburt an,“ *BT-Drucksache*, 16/9868, 2008.6.27, p.4. <<http://dip21.bundestag.de/dip21/btd/16/098/1609868.pdf>>

(53) *ibid.*

(54) „Wahlrecht: Kinder an die Urnen,“ *Frankfurter Allgemeine*, 10 Jul. 2008.

(55) „Basisinformationen über den Vorgang [ID:16-14939].“ Deutscher Bundestag Website <<http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP16/149/14939.html>>; Kerstin Herrnkind „Familienwahlrecht: Wie Politiker Frauen entmachten wollen,“ *Stern*, 20 Nov. 2018. <<https://www.stern.de/politik/deutschland/familienwahlrecht--wie-politiker-frauen-entmachten-wollen-7371730.html>> なお、2003年に提出された動議は、親が子供の票を有するとすると、一人一票に反し、親が代理で投票する場合は子供の投票の秘密に反するという観点から否決されている。青木 前掲注(38); „Basisinformationen über den Vorgang [ID:15-89279].“ Deutscher Bundestag Website <<http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP15/892/89279.html>>

において、バイエルン州憲法裁判所は、現行制度を合憲としつつ、親の代理投票制度は選挙権の平等を侵害するだろうと指摘し、訴えを棄却した⁽⁵⁶⁾。同様の民衆訴訟が2017年にも提起されたが、バイエルン州憲法裁判所は、2003年の訴訟時と比較して根本的な事情の変化の立証がないこと等を理由として訴えを棄却している⁽⁵⁷⁾。

(ii) ハンガリー

ハンガリーでは、2011年に新憲法の制定過程⁽⁵⁸⁾において、与党であるフィデス・ハンガリー市民連盟 (Fidesz-Magyar Polgári Szövetség) は、国民の存続の基礎となる「将来の世代」の利益の保護という観点から、未成年者⁽⁵⁹⁾である子供を持つ母親に追加で1票の権利⁽⁶⁰⁾を付与するという項目を新憲法に盛り込む構想を有していた。

2011年3月14日、この項目を含む新憲法の草案⁽⁶¹⁾が国会に提出され⁽⁶²⁾、同月22日、審議が開始された⁽⁶³⁾。審議において、野党からは、有権者の平等の観点などからの批判があり⁽⁶⁴⁾、国民の声に広く耳を傾ける目的で実施された全有権者に対する郵送アンケート⁽⁶⁵⁾の結果、回答者の4分の3が反対した⁽⁶⁶⁾。その結果、フィデス・ハンガリー市民連盟は新憲法に盛り込むことを断念した⁽⁶⁷⁾。

しかし、ラーザール・ヤーノシュ (Lázár JÁNOS) フィデス・ハンガリー市民連盟国会議員団長 (当時) は、社会の中で議論は続けていくべきだと述べ、ヴィクトル・オルバーン (Viktor ORBÁN) 首相は、「人々は、結局、家族投票を持つ機会を捨ててしまったので、私の心は痛む」とテレビで発言した⁽⁶⁸⁾。

(56) 毛利 前掲注(43), p.25; BayVerfGH, E. v. 5.11.2003, Vf.15-VII-02.

(57) BayVerfGH München, E. v. 24.1.2017, Vf.13-VII-15.

(58) 山岡規雄「ハンガリー基本法(新憲法)の施行」『外国の立法』No.250-2, 2012.2, pp.18-19. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3383249_po_02500209.pdf?contentNo=1>

(59) 遅くとも1953年の選挙以降、ハンガリーの選挙権は18歳から認められている。Dieter Nohlen and Philip Stöver, *Elections in Europe: A Data Handbook*, Nomos, 2010, p.887.

(60) 子供が何人いても1票の権利の付与のみ。朝日新聞「カオスの深淵」取材班 前掲注(44), p.200.

(61) 憲法草案第X XI条第2項「将来の世代のために、重点法〔出席する国会議員の3分の2の多数によって採択される法令〕が未成年の子を持つ家族の母親、または、法律の定める場合に母親の代わりにその他の者に追加的に1票を与えたとしても、選挙権の平等に違反したものはみなされない。」(〔〕内は筆者補記)水島朝穂・佐藤史人「試練に立つ立憲主義?—2011年ハンガリー新憲法の「衝撃」—(1)」『比較法学』46巻3号, 2013, pp.64, 78-79.

(62) 同上, p.53.

(63) 在ハンガリー日本大使館「新憲法制定に向けた動き」『政治・経済月報 3月号』2011.4, p.5. <https://www.hu.emb-japan.go.jp/download/geppou/2011_03.pdf>

(64) 朝日新聞「カオスの深淵」取材班 前掲注(44), pp.200-201.

(65) 新憲法国民会議が実施した。在ハンガリー日本大使館「新憲法国民会議の発足」『政治・経済月報 2月号』2011.3, p.4. <https://www.hu.emb-japan.go.jp/download/geppou/2011_02.pdf>

(66) アンケートの回収率は11%。在ハンガリー日本大使館「新憲法国民会議:国民への意見調査は「大きな成功」」『政治・経済月報 4月号』2011.5, p.6. <https://www.hu.emb-japan.go.jp/download/geppou/2011_04.pdf> 現地では、「不平等だ」「なぜ母親が」「若者が選挙に行けばいいだけ」との反対の声が聞かれたという。朝日新聞「カオスの深淵」取材班 前掲注(44), p.209.

(67) Leigh Phillips, “Hungarian mothers may get extra votes for their children in elections,” *Guardian*, 17 Apr 2011. <<https://www.theguardian.com/world/2011/apr/17/hungary-mothers-get-extra-votes>> なお、国会でこの項目を含まない憲法草案への修正が承認され、同年4月18日、修正された憲法草案が可決(賛成262票、反対44票。議員定数は386。採択には3分の2以上の賛成が必要。)され、この項目は導入に至らなかった。同上, p.25; 山岡 前掲注(58), p.18.

(68) “Fidesz official urges body set up to examine giving extra vote to families,” April 4, 2011. Politics.hu Website (Internet Archive に保存されたページ) <<https://web.archive.org/web/20120311112541/http://www.politics.hu/20110404/fidesz-official-urges-body-set-up-to-examine-giving-extra-vote-to-families/>>

(iii) その他の国

オーストリアでは、「今すぐ子供に選挙権を！」と銘打った運動が展開されており、背後に保守政党が関係しているとされる⁽⁶⁹⁾。2012年に、この運動に関係しているとされるオーストリア国民党(Österreichische Volkspartei: ÖVP)に所属するヨハンナ・ミクル＝ライトナー(Johanna Mikl-Leitner)内務大臣(当時)が、「親も子供に代わって投票できるようにすべき」と発言したが、連立している他の党の関係者から民主主義に反すると批判を浴びた⁽⁷⁰⁾。

スイスでは、2007年の連邦議会総選挙の選挙運動で、緑の党所属の候補者が子供に選挙権を与える案を提起し、保守政党の国民党を除く他の政党からも反応があったが、結局議論の域を越えなかった⁽⁷¹⁾。

ラトビアでは、2011年、国家安全保障委員会人口統計政策小委員会(Nacionālās drošības komisijas Iedzīvotāju statistikas politikas apakškomiteja)で、未成年の子供たちにも投票権を与える必要性についての議論が開始された。小委員会での議論では、ドイツ、ハンガリー及び日本で議論が始まっていることが紹介されたが、小委員会のメンバーと招待された専門家の間の議論では、多くが批判的であり、孤児院に住む子供たちの投票を誰が代表するのかなどの多くの法的な問題点の指摘があり、結論として、このような新しいアプローチが必要か否かの議論を続けることになった⁽⁷²⁾。

(5) 我が国の動向

我が国においても、選挙権年齢が18歳に引き下げられた際、デメーニ投票を「ゼロ歳選挙権」と呼び、進行する少子高齢化を念頭に、子育て世代の声を国の施策に反映させるための構想として、注目が高まったことがある⁽⁷³⁾。

また、平成28(2016)年に、国会の質疑でデメーニ投票が取り上げられた。高市早苗総務大臣(当時)は答弁の中で、親が代理で投票することになるため、基本的な憲法原則である1人1票の原則の観点や、実際に投票権を行使する親世代と子供世代との利益が相反する可能性がある可能性に言及して、導入に慎重な姿勢を示した⁽⁷⁴⁾。

(69) Marc-André Miserez 「「子どもに選挙権を」投票者年齢の不均衡への対抗策」2016.7.20. swissinfo.ch ウェブサイト <https://www.swissinfo.ch/jpn/%E7%9B%B4%E6%8E%A5%E6%B0%91%E4%B8%BB%E5%88%B6%E3%81%B8%E5%90%91%E3%81%8B%E3%81%86/%E6%B0%91%E4%B8%BB%E4%B8%BB%E7%BE%A9_%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E3%81%AB%E9%81%B8%E6%8C%99%E6%A8%A9%E3%82%92%E6%8A%95%E7%A5%A8%E8%80%85%E5%B9%B4%E9%BD%A2%E3%81%AE%E4%B8%8D%E5%9D%87%E8%A1%A1%E3%81%B8%E3%81%AE%E5%AF%BE%E6%8A%97%E7%AD%96/42309302>

(70) Regina Pöll „Neue Debatte um Kinderwahlrecht: SPÖ bremst Mikl-Leitner,“ *Die Presse*, 2.9.2012. <<https://www.diepresse.com/1285577/neue-debatte-um-kinderwahlrecht-spo-bremst-mikl-leitner>>

(71) Miserez 前掲注(69)

(72) “Par vēlēšanu tiesību piešķiršanu nepilngadīgiem bērniem,“ *Latvijas Vēstnesis*, Nr.86, 2.6.2011. <<https://www.vestnesis.lv/ta/id/231127>>; “Rosina piešķirt vēlēšanu tiesības arī bērniem,“ 2. jūnijā, 2011. LV portāls Website <<https://lvportals.lv/skaidrojumi/231143-rosina-pieskirt-velesanu-tiesibas-ari-berniem-2011>>

(73) 内閣府政策統括官(経済社会システム担当)「第1回 財政・社会保障の持続可能性に関する「制度・規範ワーキング・グループ」議事録」2011.9.30, pp.16-19. <<https://www5.cao.go.jp/keizai2/keizai-syakai/k-s-kouzou/shiryuu/wg2-1kai/wg2-1kai-gijiroku.pdf>>; 芹川洋一「0歳児から投票権を 少子化時代の選挙制度へ」『日本経済新聞』2013.7.1; 「ゼロ歳選挙権に脚光 投票代行 親の声反映 大阪市長ら、真剣議論」『産経新聞』(大阪版)2016.5.8.

(74) 第190回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第4号 平成28年3月23日 p.10.

デメーニ投票に関しては、我が国においても憲法上の議論がある。例えば、長谷部恭男早稲田大学教授は、どの選挙区から選出されようと選出された国会議員は全国民の代表であるとする（1人別枠方式に関する）最高裁判所判決⁽⁷⁵⁾の理論からすると、デメーニ投票を行った選挙区から選出された国会議員も結局全国民の利益を代表しなくてはならないことになるため、1人1票の原則という憲法の重要で基本的な大原則から離れることには合理性がないとしている⁽⁷⁶⁾。また、高見勝利上智大学名誉教授は、選挙権は公民としての権利の性格を有すると一般に考えられており、その立場から見ると、子供も選挙権を有するが親権者が代理するといった説明はフィクションめいていて説得力がないと指摘している⁽⁷⁷⁾。

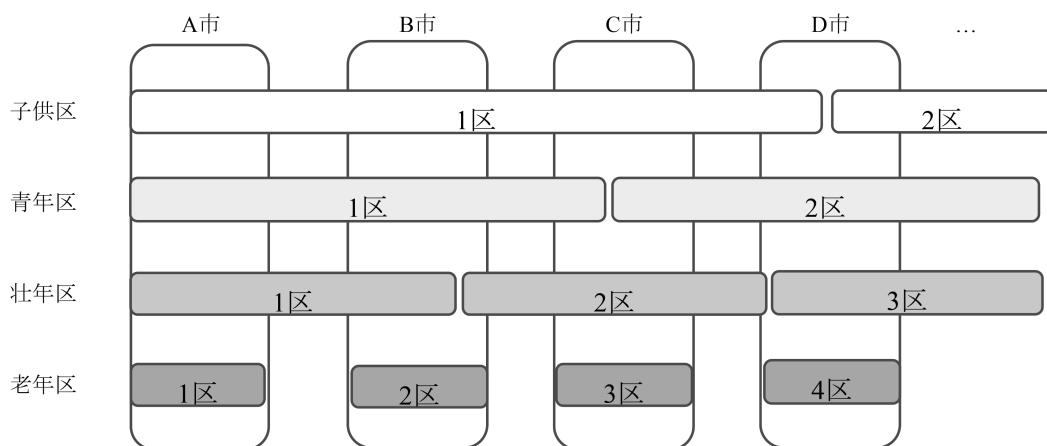
2 世代別投票

(1) 制度概要

世代別投票とは、平成10（1998）年、井堀利宏政策研究大学院大学特別教授と土居丈朗慶應義塾大学教授が発表した共著において公表された、地域別年齢別に選挙区を導入する考え方である⁽⁷⁸⁾。

例えば、図5のように、地域別の区割りと共に、青年区（20歳代と30歳代）、壮年区（40歳代と50歳代）、老年区（60歳代以上）という世代別の区割りを併用した新しい選挙区をつくり、定数を完全に均衡させる新しい小選挙区制度の下で選挙を実施する構想などが提示されている。また、0歳から17歳までの子供で選挙区（子供区）を作ることも考えられる⁽⁷⁹⁾。また、富山和彦・元産業再生機構専務や松本大・マネックスグループ株式会社社長等、10歳ごとの選挙区を提唱する識者も存在する⁽⁸⁰⁾。

図5 世代別投票 イメージ図



(注) 有権者の数が同じになるように選挙区は構成される。すなわち、例えば、上図では子供区、青年区、壮年区及び老年区の各1区の有権者の数が同じになる。

(出典) 井堀利宏「年齢別の選挙区の導入で世代間格差の改善を図れ」『エコノミスト』95巻41号, 2017.10.24, pp.88-89を参考に筆者作成。

(75) 最高裁判所平成23年3月23日大法廷判決（民集65巻2号755頁）

(76) 長谷部ほか 前掲注(9), pp.20-21.

(77) 同上, p.21.

(78) 井堀利宏・土居丈朗『日本政治の経済分析』木鐸社, 1998, p.220. 初出では、「地域別年齢別選挙区制」としていた。

(79) 井堀利宏「年齢別の選挙区の導入で世代間格差の改善を図れ」『エコノミスト』95巻41号, 2017.10.24, pp.88-89.

(80) 青木 前掲注(38)

(2) 肯定的な評価

世代別投票に対する肯定的な意見としては、以下のようなものが挙げられる。

- ① 若年層のように棄権率が高くても、世代別の有権者数に応じて選挙区の定数が割り振られるため、当選する議員の数は必ず世代別の有権者数と比例している⁽⁸¹⁾。
- ② 政府の経済政策の多くの部分を占めている世代別の移転支出と負担に対する有権者の評価が、より明確に政治的なプロセスに反映されやすくなる⁽⁸²⁾。
- ③ ある有権者が同じ地域に居住していたとしても、年齢は時間とともに変化するもので、世代別有権者の母集団が流動的になり、特定の候補の優位性が固定化されることを防止できる⁽⁸³⁾。
- ④ 候補者自身も年齢が変化するため、新規参入の壁が低く、新人の政治家が挑戦しやすい⁽⁸⁴⁾。
- ⑤ 他の制度と違い、比較的政治的な実現可能性が高いという見方が示されている⁽⁸⁵⁾。
- ⑥ 世代間によって大きく異なる有権者の意向を的確に政治の場に反映させるには、住所のみならず年齢を加味した選挙制度とすべきである⁽⁸⁶⁾。
- ⑦ 自分たちの世代の代表を選ぶことが明確になれば、若い世代の投票率の向上が期待される⁽⁸⁷⁾。
- ⑧ 憲法上要請されるわけではないものの、若者世代の利益への配慮に一定の正当性が認められるのであれば、憲法上許容される仕組みである⁽⁸⁸⁾。

(3) 否定的な評価

世代別投票に対する否定的な意見としては、以下のようなものが挙げられる。

- ① 日本では既に少子高齢化が進んでおり、そもそも高齢者層と若年層の人口比率の差が開いているため、効果が薄い⁽⁸⁹⁾。
- ② 各世代の意見を反映させるために世代代表を選ぶ制度が必要なのであれば、世代だけではなく、人種・性別・性的指向そのほかの属性についても同様の代表制度が必要になるはずである⁽⁹⁰⁾。
- ③ 投票率の低い年少区の当選者の得票数が年長区の落選者の得票よりも少ないという、世代間で代表選出にあたっての正当性に疑義が生じてくる可能性がある⁽⁹¹⁾。
- ④ 「世代」に政治的意味を持たせることになり、世代間対立を選挙制度によってあおることになりかねない⁽⁹²⁾。

(81) 井堀 前掲注 (79), p.89.

(82) 井堀・土居 前掲注 (78)

(83) 同上

(84) 井堀 前掲注 (79), p.89.

(85) 岡本章「シルバー民主主義を考える 下」『日本経済新聞』2017.5.5.

(86) 井堀 前掲注 (79), p.89.

(87) 毛利 前掲注 (43), pp.15-16.

(88) 50歳以上の高年区、それ未満の低年区を設定する等の条件の下で、平成11年判決（最大判平成11年11月10日民集53巻8号1441頁）を参考に合憲性を論証している。松本和彦『事例問題から考える憲法』有斐閣、2018, pp.130-137.

(89) 岡本 前掲注 (85)

(90) 安藤馨「世代間正義における価値と当為」杉田敦編『グローバル化のなかの政治』岩波書店、2016, pp.42-43.

(91) 河野武司「義務投票制で主権者意識を高める」『わたしの構想』25号、2016.9, p.13. <<https://www.nira.or.jp/pdf/vision25.pdf>>

(92) 毛利 前掲注 (43), pp.17-18.

- ⑤ 同じ国民を階層に分断し、各々の票の重みに差をつけかねない面があるため、憲法の想定する民主主義像を歪める危険がある⁽⁹³⁾。

3 余命投票

(1) 制度概要

余命投票とは、竹内幹一橋大学准教授が提唱する案で、前述の世代別投票制度を前提として、議席数をその世代の「平均余命」（現時点の平均寿命⁽⁹⁴⁾から現在の年齢を引き算した数）に応じて配分する制度である。例えば、25歳の男性の平均余命が56年で55歳の男性の平均余命が28年とすれば⁽⁹⁵⁾、25歳の平均余命は55歳の平均余命の約2倍であるから、20代の選挙区には50代の選挙区の約2倍の議席数を与えるようにする、というアイデアである⁽⁹⁶⁾。

また、より単純な制度として、投票権を加重するという考えもある⁽⁹⁷⁾。この考えは、選挙区を世代別に区分せず、現在のような地域ごとの選挙区とし、有権者は平均余命に応じた票を持つ。すなわち、上記の例でいうと、25歳の人には56票を持ち、55歳の人には28票を持つことになる。平均寿命を超えた場合は、1票となる⁽⁹⁸⁾。このような制度は、年齢に応じて票数を変えることにより、1人1票の場合よりも高齢者の影響力を減少させることができるので、公正で適切な制度だとされ、また、結果として票の総数が膨れ上がるが、この問題は余命年齢に一定の係数を掛けることで解決するとされる⁽⁹⁹⁾。

なお、余命については、平均余命ではなく「限界余命」（人間が生きられる最大限の寿命を意味する限界寿命から現在の年齢を引き算した数）を採用すべきとの考えもある⁽¹⁰⁰⁾。平均余命を採用した場合、一般的に女性のほうが男性よりも、また、高学歴者のほうが低学歴者よりも長いため、高学歴の女性がより多くの票を持つことになりかねないと指摘されている⁽¹⁰¹⁾。

(2) 肯定的な評価

余命投票に対する肯定的な意見としては、以下のようなものが挙げられる。

- ① 年齢に応じて1票の格差をつけることになるが、国政選挙はその国の数十年後の行く末を決める選挙であり、その選挙結果の影響を数十年にわたって受ける若い世代の声こそが議院に強く反映されるべきである⁽¹⁰²⁾。

(93) 松本 前掲注(88), p.137.

(94) 0歳の人の平均余命のこと。

(95) 平成30年簡易生命表（厚生労働省「平成30年簡易生命表の概況」2019.7.30, p.2. <<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life18/dl/life18-02.pdf>>）

(96) 竹内幹「『年齢別選挙区』で子どもの声を政治に生かせ ドメイン投票より現実的。若さに応じて議席配分を」『日経ビジネスオンライン』2011.6.6.

(97) 瀧川 前掲注(8), p.133. なお、若者層に票を追加で配分する制度として、一票追加制（60歳以下に追加的に一票を付与する。）、漸減制（18歳は2票を持ち、毎年1%ずつ重みが減る。）及び四半世紀一票制（余命25年につき1票を付与する。）といった案もある。Van Parijs, *op.cit.* (33), p.305.

(98) *ibid.*, p.305.

(99) 瀧川 前掲注(8), p.132.

(100) 小黒一正・石田良「余命投票方式」の移行可能性に関する一考察『CIS Discussion paper series』562号, 2012.7, p.3. <<http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/23166/1/DP562.pdf>> 「平均寿命」が短い世代と長い世代が混在する場合、同年齢時点であっても平均余命は世代によって異なってしまい、生涯を通じた「投票価値の平等」が成立しない可能性があることや、生物学的に決定される限界寿命は世代や時代によらず概ね一定とみなせることを理由とする。

(101) 瀧川 前掲注(8), p.132.

(102) 竹内 前掲注(96)

- ② 若者もやがては高齢者になるのであり、若者だけに都合の良い短期的視野の政策ばかりを支持しない⁽¹⁰³⁾。
- ③ 若年層が有権者数として少なくとも、政治に影響力が行使でき、いわば政治的に人口ピラミッドを再調整できる⁽¹⁰⁴⁾。

(3) 否定的な評価

余命投票に対する否定的な意見としては、以下のようなものが挙げられる。

- ① 制度導入直後、短期的にみると、投票時点での1人1票の原則が保たれないことになる⁽¹⁰⁵⁾。
- ② 少子高齢化社会では、適切な結果を生む傾向にあるとしても、若年層が拡大しつつある社会では、高齢層に対して若年層の過大な影響力を生み出す可能性がある⁽¹⁰⁶⁾。
- ③ 高齢を理由として選挙権を制限することは、法の下での平等をうたう憲法に違反する⁽¹⁰⁷⁾。

4 提案された選挙制度の課題

日本においては、出生率が劇的に高くない限り、一定程度まで高齢者層の割合が増えていき、若年層の割合が減っていくことは、避けられないとされる。それゆえ、世代間における「1票の格差」はこれから更に広がっていくことが見込まれる。若者の投票率が上がれば、世代間における「1票の格差」も解決するとの意見があるが、森川友義早稲田大学教授は「若者の数が少なすぎる。『選挙に行きましょう』と呼びかけるだけで、解決できる時代は終わった」と否定的な考えを示している⁽¹⁰⁸⁾。

そこで、抜本的な選挙制度の見直しをすることが考えられるが⁽¹⁰⁹⁾、本稿で紹介した選挙制度は、諸外国で議論されているものもあるが、総じて「奇策」として扱われているのが現状であり⁽¹¹⁰⁾、かつ、必ずしも細部まで制度設計がなされていない部分がある。

また、我が国における判例理論は、1人別枠方式の違憲判決において、投票価値の平等の観点重視する判決を下しており⁽¹¹¹⁾、1人1票の原則は、個人主義の憲法原理からすると非常に

(103) 同上

(104) 同上

(105) 竹内幹「高齢者と将来世代、どちらを重視するか」『中央公論』128巻4号、2013.4、pp.120-123。しかし、生涯を通じてみると、1票の格差はそれほど大きくならないとの指摘がある。

(106) 後続世代の人数は多分に先行世代の選択の結果であり、民主主義的決定の正統性調達の前提条件として先行世代は後続世代が過大な影響力を持つことができないような人数にする義務を負うのではないかと指摘する。安藤 前掲注(90)、pp.42, 53。

(107) 「賛 少子化、低投票率…届かぬ若者の声 怒 高齢者だって若い世代に配慮する」『東京新聞』2013.4.12。

(108) 「もう一つの1票の格差」『日本経済新聞』2012.9.19。

(109) 経済同友会は、世代別投票制やドメイン投票等の新しい選挙制度についても憲法との関係性を踏まえた議論が望まれると主張している。公益社団法人経済同友会「2019年度憲法問題委員会活動報告書 「自由」を守る最高法規 「日本国憲法」」2020.6、p.28。<<https://www.doyukai.or.jp/policyproposals/uploads/docs/200605a.pdf>> また、日本学術会議の提言ではドメイン投票（デメーニ投票）等、将来世代の利害を衡平に処遇する制度的な枠組みを創設する努力を行うべきとする。日本学術会議日本の経済政策の設計と具体化検討委員会「提言 日本の経済政策の構想と実践を目指して」2013.2.25、p.13。<<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-t169-1.pdf>>

(110) 小黒一正「数字は語る 将来世代にツケを回す「超シルバー民主主義」選挙改革の議論を深めよ」『週刊ダイヤモンド』102巻5号、2014.2.1、p.22。

(111) 最高裁判所平成23年3月23日大法院判決 前掲注(75)衆議院における投票価値の格差について、1票の格差が3倍までは合憲判決が下されることが最高裁判所判決の基準とされていた。本判決は2.304倍の格差であったところ、一人別枠方式に係る部分が遅くとも本件選挙時においては憲法の要求に反する状態であると判断された。この判決を機に最高裁は、従前よりも投票価値の格差の評価を厳しく行う姿勢に転じている。安西文雄「一人別枠方式の合理性」『憲法判例百選Ⅱ 第7版』（別冊ジュリスト 246）有斐閣、2019、pp.332-333。

重要な意味があると考えられている。これを前提とするなら、特定の者に複数票の行使を許すという仕組みが採用された際、この仕組みを合理的に説明することには困難が予想される⁽¹¹²⁾。

おわりに

若年層の投票率が高くなれば、「世代間」の1票の格差はゼロにはならなくとも、確実に縮小する。また、そもそも世代間における1票の格差の議論が発生しているのは、各世代が自らの世代の利益のみを追求し公共の利益のために投票を行わないのではないかという懸念が国民の間にあるためであり、このような懸念をどのように払拭していくか、公共の利益を考え投票するという規範とそれに対する信頼をどのように実現すべきかが問題であるとの指摘も存在する⁽¹¹³⁾。今後、世代間で対立を避けつつ対話を続ける作業が求められていると指摘されている⁽¹¹⁴⁾。

(ふじわら ゆうき)

(112) 選挙権年齢を6歳にすべきと主張するケンブリッジ大学政治学部長の David Runciman 教授は、若者に複数票を持たせる提案は、民主主義の基本原則である一人一票の原則を害するとする。Matthew Weaver, "Lower voting age to six to tackle bias against young, says academic," *Guardian*, 6 Dec 2018. <https://www.theguardian.com/politics/2018/dec/06/give-six-year-olds-the-vote-says-cambridge-university-academic?CMP=share_btn_tw&fbclid=IwAR1jVc7NxPPFv0s7ucwAZy1Ujuw-PSKt-H-1cCSQM17ftfszsUtdMqgVg9U>

(113) 「世代間の「1票の格差」にどう対応すべきか？憲法学者・木村草太氏の「意外な回答」」2013.7.20. 弁護士ドットコムニュースウェブサイト <https://www.bengo4.com/c_18/n_593/>

(114) 吉田徹「若年層の多様な政治意識 民主主義は世代で語れるか」『Voters』54号, 2020.2, p.13.